

## 七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

住民課

**1 改正理由**

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について（令和4年3月14日付け事務連絡厚生労働省健康保険課、総務省自治税務局市町村税課）」に基づき行われたところですが、令和4年度相当分の減免措置については、令和5年度特別調整交付金による国の財政支援が行われることが示されたため、所要の一部改正を行うものです。

**2 改正内容**

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免対象年度及び当該年度における納期限の改正を行います。

**3 施行期日**

この条例は、公布の日から施行します。

**4 経過措置**

この条例による改正後の七飯町国民健康保険税条例附則第18項の規定は、令和5年4月1日以後に納期限が到来する国民健康保険税の減免について適用し、同日前に納期限が到来した国民健康保険税の減免については、なお従前の例によるものとします。

七飯町国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～17（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>18 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により第27条第1項の規定の適用を受けようとする者については、同条第2項の規定にかかわらず、別に定める様式により、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、<u>令和3年度分（令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月1日以後に普通徴収の納期限が到来するものに限る。）及び令和4年度分の国民健康保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている国民健康保険税の全部又は一部について減免する。</u></p>	<p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～17（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>18 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により第27条第1項の規定の適用を受けようとする者については、同条第2項の規定にかかわらず、別に定める様式により、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、<u>令和4年度分の国民健康保険税であって、令和5年4月1日から同年12月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている国民健康保険税の全部又は一部について減免する。この場合において、減免を受けようとするための書類の提出期限は、同年12月28日までとする。</u></p>